

「貨物運送事業支援」



苫小牧市
TOMAKOMAI CITY, HOKKAIDO

苫小牧市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援事業のお知らせ

燃料価格の急激な高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者に対し、支援金を交付します。

次のア、イを満たす事業者が対象となります

ア 市内に営業所を有する法人又は個人事業者

・資本金の額又は出資の総額が10億円未満

※資本金の額又は出資の総額の定めがない法人の場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下

イ 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者



とま子ちゃん

・自動車検査証の記載事項について次の全てを満たす車両
※被牽引車又は原動機（エンジン）の搭載がない車両は対象外となります

	自動車検査証の事項	要件
①	登録年月日	令和4年4月1日以前
②	自動車の種別	「普通自動車」又は「小型自動車」又は「軽自動車」
③	用途	「貨物」又は「特種」
④	自家用・事業用の別	事業用
⑤	燃料の種類	「ガソリン」又は「軽油」等
⑥	使用者の氏名又は名称	申請者と同一又は同一法人
⑦	使用の本拠の位置	市内住所であること
⑧	有効期間の満了する日	令和4年4月1日以降

車検証の「***」は、所有者と使用者が同一又は使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示しています。

・1台当たりの支援金額は次のとおり ※支援金額は、1事業者当たり**200万円**が上限

対象車両	対象車両の区分 (総重量・最大積載量)	支援金額
大型自動車・中型自動車 (大型トラック、中型トラック、牽引車、タンク車 等)	車両総重量5トン以上又は 最大積載量3トン以上	1台当たり 45,000円
普通自動車・軽自動車 (小型トラック、バン、軽トラック、軽バン 等)	上記以外の車両	1台当たり 20,000円

・申請書兼誓約書（様式第1号）
・対象車両全ての自動車検査証の写し
・運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書等のいずれかの写し
※貨物軽自動車運送事業については届出書の控え用の写し等
・通帳の写し
・本人確認書類（運転免許証等）の写し ※個人事業者のみ

※原則R4/4/1時点で使用している車を対象です。
※創業や営業所の開設により、新たに運送業許可を得た方、又は車両更新等で車検証などの提出が困難な方はご相談ください。

【申請期限】 令和4年11月30日(水)※消印有効

【申請先】 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市緊急経済対策給付金室

貨物運送事業支援(貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援事業)担当

詳細は、
市ホームページへ



※ 郵送申請を基本とします。郵送が困難な方は窓口にご相談ください。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡が可能で、配達時に受取確認がされるもの)で郵送してください。

【お問合せ】 ☎0144-32-6445 8:45~17:15(平日)